

令和3年第11回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和3年11月25日  
13時30分～14時30分

会 場 海老名市役所 6階議員全員協議会室

## 令和3年第11回海老名市農業委員会定例総会

令和3年10月27日「令和3年第10回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は13名で次のとおりである。

1番 深澤 伸治      2番 宮基 功      3番 清水 澄雄      4番 松島 淳一  
5番 鈴木 守      6番 小島 富士男      7番 波多野 寛      8番 市川 和美  
10番 新戸 和夫      11番 守屋 福夫      12番 金指 満      13番 二見 務  
14番 大矢 美知子

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 井上 勝      16番 鈴木 信一      17番 尾上 富夫      18番 小松 佐一  
19番 猪熊 克行      20番 齋藤 孝一

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、主幹兼係長 草薙 砂織、主査 加藤 友彦

会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第2 議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第3 議案第58号 引き続き農業を行っている旨の証明について  
日程第4 議案第59号 農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地の一時使用について
- (2) 農地転用届出による専決処分について
- (3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

会長が開会を宣言した。（開会の時間：午後1時30分）

**【議長】** ただいまの出席委員は、13名でございます。農地利用最適化推進委員6名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ご異議なしということでございますので、5番委員、6番委員を指名させていただきます。

それでは、議案書3ページから5ページ、4. 報告事項の(1)活動状況について、(2)農地の異動状況について、(3)県許可の状況について、を事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 (先月の活動状況、農地の異動状況、県許可の状況を報告した)

【議長】 ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお伺いいたします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、報告事項ですので、この程度にさせていただきます。

本日は傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第14条で委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、許可したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということですので、傍聴を許可いたします。傍聴人を入室させてください。

暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

議案書6ページ、5. 付議事項、日程第1、議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号12について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号12、申請地は、上郷字■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、現況地目、田、■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりでございます。譲受人は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■■■、持分■分の■、■■■■■■■■■■、持分■分の■、譲渡人は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■■■、持分■

分の■、■■■■、■分の■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、世帯内贈与でございます。現地の案内図及び写真につきましては、資料1でございます。

【議長】 地区委員の意見については私からお話ししたいと思います。

■■さんは、年齢は40ちょっと過ぎぐらいで、去年ですか、田植機を買ったり、非常に意欲的に水田をやっております。その農業に取り組む姿勢を見ても何ら問題はないかと思えます。

それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主査】 ■■さんの農家世帯としての状況ですが、■■■■さん、妻の■■さんのお2人が農業従事者だそうです。経営主は、令和3年の農家台帳では■■さんになっております。農業への従事状況に関してですが、■■さんの農業経験年数は10年、農業従事日数は100日、妻の■■さんの農業経験年数は8年、農業従事日数は60日だそうです。■■さんの世帯の現在の農業経営面積は、自作地は田が■■■■■平米、畑が■■■■■■■■■平米、合計、■■■■■■■■■平米で、下限面積である30アールを超えております。機械は、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台等を所有しております。また、取決めに従い、支障が出ないよう耕作する旨、申請書に記載がございますし、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関しまして、特に問題ないと思われます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。2番委員。

【2番委員】 昨日、現地確認を実施いたしました。現地の状況は、資料の写真にありますとおり、適切に水田の耕作がされているという状況でございました。特に周辺の隣地の道路、あるいは水路といった管理の面でも特に支障がないのかと判断いたしました。

【議長】 それでは、受付番号12について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。







【議長】 地区委員の意見については私からお話ししたいと思います。

■■■さんですが、3、4年前、ちょっと体を壊しまして不自由な面が出てきまして、それで、このところ、何回か息子さんと一緒に畑をやっておられる姿を目にしております。そういうことからいっても、世帯内贈与ということですが、何ら問題はないかと思っております。

事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主査】 詳細説明になりますが、■■さんの農家世帯としての状況についてですが、■■■さん、妻の■■さん、ご長男の■さんの3人が農業従事者だそうです。経営主は、令和3年の農家台帳では■さんになっております。農業への従事状況に関してですが、■さんの農業経験年数は17年、農業従事日数は100日、妻の■■さんの農業経験年数は17年、農業従事日数は50日、■さんの農業経験年数は10年、農業従事日数は40日だそうです。■■さん世帯の現在の農業経営面積なのですが、自作地は田が■■■■■平米、畑が■■■■■平米、合計、■■■■■平米で、下限面積である30アールを超えております。機械につきましては、耕運機1台等を所有しております。また、取決めに従い、支障が出ないように耕作する旨、申請書に記載がございますし、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関しまして、特に問題ないと思われます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。2番委員。

【2番委員】 本件につきましても、昨日、現地確認をいたしました。資料5の写真にあるとおり、現況も耕作といたしますか、耕耘がきちっとされておりました、適切な管理がされているものと判断いたしました。

【議長】 それでは、受付番号16について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号16について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、許可相当とさせていただきます。

次に、議案書 8 ページ、日程第 2、議案第 57 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号 9 について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 受付番号 9、申請地は、社家■■■■■■■■、登記簿地目、田、■■■■  
■■平米、ほか■■■筆、議案書のとおりで、合計、■■■■■■平米の転用の  
申請となっております。現況は、市街化調整区域の田、もしくは一部畑に  
なります。転用者は、岐阜県羽島郡岐南町平成■■■■■■■■、株式会社  
■■■■■■■■、代表取締役■■■■、譲渡人は、社家■■■■■■■■、  
■■■■■■、ほか■名、議案書のとおりでございます。転用の目的は、流通  
業務施設（特別積合せ）の物流倉庫です。権利の種類は、所有権の移転に  
なります。現地の案内図につきましては、資料 6-1 をご覧ください。資  
料は、案内図のほかに、現地の写真、資料 6-2 につきましては、土地利  
用計画図及び雨水汚水の排水計画図、資料 6-3 と 6-4 に断面図、資料  
6-5 と 6-6 に建物平面図、6-7 と 6-8 に建物立面図を参考でお配  
りしております。

【議 長】 地区委員の意見をお伺いいたします。18 番委員。

【18 番委員】 この施設は、県道、市道に囲まれております 1 区画の計画でありま  
す。付近農地に対しての影響は少ないものと思われます。また、計画の段  
階で、地元に対しまして、本年 7 月 12 日に説明会を受けました。出席し  
ました私ども 4 団体、自治会長、生産組合長、左岸総代、農業委員に施設  
の概要並びに工事の内容の説明があり、それぞれ懸案する事項についての  
要望を伝えました。本申請が許可された後、工事に入り、現場に事務所等  
ができた段階で改めて 4 者が立ち会い、要望事項の確認をすることとなっ  
ております。これは予定ですが。それから、10 月 26 日に住宅まちづく  
り課に対し、事前協議の報告書が受理されました。地区委員としてこの事  
案を確認したところです。細部については事務局より説明をお願いいたし  
ます。





ておりまして、この計画内容で協議が締結する見込みであるということを担当課に確認しております。以上、転用が不確実とされる要因は確認できず、隣接する農地、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われまます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。2番委員。

【2番委員】 本件につきましても、昨日、現地調査を実施いたしました。現地の状況は、資料6-1、写真①、②のとおり、これまで水田として、一部、梅畑、畑がございましたけれども、全て農地として耕作がされていたという状況は伺いましたので、そのような状況でございました。特に支障はないのかなというふうに思いますが、先ほど地区委員のお話にありました、周辺環境整備という面で、西側に有馬高校がございますので、そういったことを考慮して、特に心配なのは、水路と道路との段差が生じてくるかなというふうに思うのですが、その辺のところの問題は十分地区の、先ほど協議書を締結されたとおっしゃっておられましたから、その辺のところを遵守していただいて、今後、水路がそのままということですから、管理に支障が出ないように、その辺のことを指導していただきたいなといったことを感じました。

【議長】 それでは、受付番号9について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようでございますので、受付番号9について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当とさせていただきます。

次に、議案書9ページ、日程第3、議案第58号 引き続き農業を行っている旨の証明についてを議題といたします。

受付番号28について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 この証明は、農地の相続税納税猶予制度を受けている方が3年ごと

に引き続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署へ提出する際に必要なものでございます。過去3年間において相続税の納税猶予を受けている農地を農地として管理してきたかということを確認する農地委員会が証明するものでございます。

議案書9ページ、受付番号28、被相続人は、大谷■■■■■■■、■■■■■■■、相続人は、大谷南■■■■■■■■■■■、■■■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成30年11月27日から令和3年11月25日までです。特例農地等の明細ですが、大谷南■■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、農業振興地域内、■■■■■平米のほか■■■筆、合計、■■■■■■■平米、議案書のとおりでございます。事務局で11月15日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題はないと思われま。

【議長】 それでは、受付番号28について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号28について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

次に、議案書10ページから17ページ、日程第4、議案第59号 農用地利用集積計画(案)について「貸し借り」を議題といたします。

本議案の計画案の数は38でございます。このうち、新規の計画案は、受付番号39と66の2件で、残りは継続の計画案でございます。

お諮りいたします。本議案の審議方法ですが、まず、継続の36件について一括説明、一括質疑、意見、一括採決を行い、その後、新規の計画案2件について1件ごとに説明、質疑、意見、採決をしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)



手は、大谷南■■■■■■■■■■、■■■■、貸し借りする農地は、大谷字■■■■■■■■■■、現況地目、田、■■■■平米、ほか■筆、貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和4年1月1日から令和6年12月31日までの3年間です。こちら、農用地区域内、■件、農業振興地域内、■件の継続の計画となります。以上、この案件につきましても、11月15日に事務局で現地確認をいたしました。現地は農地として適正に管理されておりました。また、借り手は認定農業者で、農家としての農地利用集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われます。

【議長】 それでは、受付番号69について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号69について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、了承とさせていただきます。

暫時休憩といたします。

(休憩)

(5番委員着席)

【議長】 それでは、再開いたします。

続きまして、受付番号35から38、40から65、67から68、70から72について、継続審議案ですので、事務局から一括して提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 受付番号35、借り手は、本郷■■■■■■■■■■、■■■■、貸し手は、本郷■■■■■■■■■■、■■■■、以下、継続の計画ですので、以降の説明は議案書のとおりとさせていただきます。

ただいまの受付番号35から受付番号38、受付番号40から受付番号







説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されていますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっています。それを定めているのが農地法第4条第1項第8号と農地法第5条第1項第7号です。

議案書19ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和3年10月1日から10月31日までの間に届出がされたものです。受付番号39の1件で、田、0平米、畑、35平米、合計、35平米です。

続きまして、議案書の20ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和3年10月1日から10月31日までの間に届出がされたものです。受付番号40から52までの13件で、田、1,335.96平米、畑、4,788平米、合計、6,123.96平米です。これらにつきまして、専決処分で受理したことを一括して報告いたします。

【議長】 それでは、一括して質疑をお受けいたします。ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、一括して了承とさせていただきます。

次に、議案書23ページから25ページ、(3)農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを案件といたします。

受付番号13から15について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 相続など農地法の許可を要しない農地の権利取得につきまして、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届け出なければならないこととなっております。農業委員会としましては、耕作者のあっせん希望があっ

た場合のみ、現地調査をいたします。

では、議案書の23ページをご覧ください。

受付番号13、権利を取得した者は、厚木市■■■■■■■■■■、■■■■■■■■、権利を取得した日は、令和2年9月17日、権利を取得した事由は、相続、権利を取得した権利は、所有権、農業委員会によるあっせん等の希望は、なしです。届出に係わる土地の所在ですが、本郷字■■■■■■■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、■■■■■平米、ほか■筆、合計、■■■■■■■平米、議案書のとおりでございます。

続きまして、受付番号14、権利を取得した者は、中新田■■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■■■■、権利を取得した日は、令和2年9月2日、権利を取得した事由は、相続、取得した権利は、所有権、農業委員会によるあっせん等の希望は、なしです。届出に係わる土地の所在ですが、大谷字■■■■■■■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、■■■■■平米、ほか■■筆、合計、■■■■■■■平米、以上でございます。

引き続きまして、受付番号15、権利を取得した者は、国分北■■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■■■■、権利を取得した日は、令和3年1月10日、権利を取得した事由は、相続、取得した権利は、所有権、農業委員会によるあっせん等の希望は、なしです。届出に係わる土地の所在ですが、上郷字■■■■■■■■■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■■■平米、■筆、議案書のとおりでございます。

以上、受付番号13から受付番号15まで一括して報告いたします。

【議長】 それでは、受付番号13から15について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号13から15については、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承とさせていただきます。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 事務局から何かございませんでしょうか。

【事務局長】 ございません。

【議 長】 ないようですので、本日の定例総会は終了といたします。  
長時間にわたり、ありがとうございました。